

各 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について（依頼）

日頃より、本府福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省より下記文書により通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願いいたします。
当該通知につきましては、大阪府指導監査課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書

「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」
(平成 27 年 4 月 17 日付社援基発 0417 第 1 号)

(通知の趣旨)

- ・社会福祉法改正法案で、「地域における公益的な取組」を実施する責務を位置付けている。
- ・改正法案の趣旨を踏まえ、「地域における公益的な取組」を積極的に実施すること。
- ・毎事業年度終了後に所轄庁に届け出ることとなっている現況報告書の「地域の福祉ニーズへの対応状況」に記載すること。

2 通知文書登載HPアドレス

大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室
指導監査課法人指導グループ

TEL 06-6944-9173

FAX 06-6944-1982